

交 規 第 6 0 0 号

平成22年4月2日

埼玉県警察本部長

高齢運転者等標章交付等事務取扱要領の制定について（通達）

道路交通法の一部を改正する法律（平成21年法律第21号）の施行に伴い、高齢運転者等標章の交付等に関し、適正な事務処理を図るため、みだしの要領を別添のとおり制定し、平成22年4月19日から実施することとしたので、事務取扱い上誤りのないようにされたい。

別添

高齢運転者等標章交付等事務取扱要領

第1 趣旨

この要領は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第45条の2、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「令」という。）第14条の5及び道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「規則」という。）第6条の3の2から第6条の3の5までに基づく高齢運転者等標章（以下「標章」という。）に係る事務取扱いに関して、必要な事項を定めるものとする。

第2 標章の交付手続

1 申請者

標章の申請者は、法第45条の2第1項に規定する高齢運転者等（以下「高齢運転者等」という。）又はこれらの代理人とする。

なお、代理人による申請にあつては、高齢運転者等との関係を明らかにする書類の提示を要するものとする。

2 申請先

高齢運転者等標章自動車の届出及び標章の交付の申請、標章の記載事項変更の届出及び標章の再交付の申請の受理は、高齢運転者等の住所地を管轄する警察署長が行うものとする。

第3 新規申請

1 申請の受理

標章の交付に係る申請は、高齢運転者等標章申請書（規則別記様式第1の3の2。以下「標章申請書」という。）を提出させ、及び次に掲げる書類を提示させるものとする。ただし、代理人による申請の場合は、標章申請書の摘要欄に代理人の住所、氏名、連絡先及び高齢運転者等との関係を記載させた上、これを受理するものとする。

(1) 運転免許証

(2) 申請に係る車両の自動車検査証、軽自動車税納付証明書又は標識交付証明書（写しを含む。以下「自動車検査証等」という。）

(3) 令第14条の5に定める者にあつては、妊娠の事実又は出産の日を証するに足りる書類

(4) 高齢運転者等との関係を明らかにする書類（代理人申請の場合に限る。）

2 審査

受理した書類について、記載漏れ等を確認するとともに、次の項目について審査を行うものとする。

(1) 高齢運転者等に該当すること。

なお、聴覚障害者又は身体障害者であることが運転免許証に記載された条件から直ちに確認できないときは、交通部運転免許本部運転免許課長に照会し、確認すること。

(2) 提示を受けた自動車検査証等に記載された乗車定員、車両総重量、最大積載量等により、申請に係る車両が普通自動車に該当すること。

3 標章の作成

申請が交付対象に該当すると認めるときは、次のとおり標章を作成するものとする。

(1) 標章表面は、標章交付番号を付与するとともに、交付年月日及び登録（車両）番号を記入し、当該交付事由の該当する号を○で囲むこと。

なお、標章交付番号は、交付警察署等を明確にするため、12けた（先頭から西暦の下2けた、県コード（2けた）、所属コード（3けた）及び一連番号（5けた））の一連番号とする。

（例）埼玉県警察浦和警察署2010年第1号発行の場合

第104300100001号

また、登録（車両）番号欄には、交付後の追記による変造防止のため、余白部分に「以上○台」と記入し、申請車両が複数ある場合は、当該車両の登録（車両）番号のすべてを記入すること。

(2) 標章裏面は、被交付者の住所、氏名等を確実に記載すること。

4 標章交付時の指導

標章を交付する際は、制度の不知による誤用等がなされないよう申請者に標章裏面の注意事項を遵守するよう確実に指導すること。

また、署情に応じて標章使用時の遵守事項についてのチラシ等を作成するよう努めるととし、必要により標章の交付時に配布すること。

第4 記載事項変更届

1 届出の受理

高齢運転者等標章記載事項変更届（規則別記様式第1の3の4）及び次に掲げる書類の

提出を受けたときは、これを受理するものとする。

- (1) 当該届出に係る標章
- (2) 変更が生じたことを証する書類

2 審査

受理した書類について記載漏れ等を確認するとともに、変更理由及び届出内容の審査を行うこと。

3 標章の作成及び交付

前記第3の3及び4の要領により、標章を作成し交付するものとする。

第5 再交付申請

1 申請の受理

高齢運転者等標章再交付申請書（規則別記様式第1の3の5。以下「再交付申請書」という。）及び当該申請に係る標章（当該標章を亡失し、又は滅失した場合を除く。）の提出を受けたときは、これを受理するものとする。

なお、再交付の申請と記載事項変更の届出とを併せて行う場合は、再交付申請書によることとし、記載事項の変更を証する書類を提出させること。

2 審査

受理した書類について、記載漏れ等を確認するとともに、再交付の理由を審査するものとする。

3 標章の作成及び交付

前記第3の3及び4の要領により、標章を作成し交付するものとする。この場合において、当該標章の左上部に再交付と朱書するものとする。

第6 標章の有効期間

標章の有効期間は、法第45条の2第1項第1号及び第2号に定める者にあつては無期限、令第14条の5に定める者にあつては当該期間とする。

第7 標章の返納

1 返納先

標章の返納先は、原則として、被交付者の住所地を管轄する警察署、交番又は駐在所とする。

2 返納の受理

警察署長に被交付者等から法第45条の2第4項の返納事由に基づき標章（他の都道府県公安委員会が交付したものを含む。）の返納がなされた場合は、これを受理する。

なお、交番又は駐在所にあっては、自所属の交通課に引き継ぐこととする。

3 標章の取扱い

返納された標章は、受理した所属においてこれを廃棄するものとする。

なお、当該標章の交付者が埼玉県公安委員会の場合は交付の事務を行った警察署長に対して、他の都道府県公安委員会の場合は交通部交通規制課長あてに、返納がなされた旨を口頭にて連絡するものとする。

第8 事務の処理

1 事務の処理期間

処理は、原則として即日行うものとする。

2 事務の管理

警察署長は、高齢運転者等標章交付簿（別記様式）を備え付け、標章の交付状況を明らかにしておくものとする。

実施日

この通達は、平成22年4月19日から実施する。

